



伊那節の里

令和7年11月号
伊那警察署
伊那市駅前交番
TEL 72-5884
作成者：脇 向日葵



犯罪被害者週間

11月25日(月)～12月1日(日)

犯罪被害者や被害者支援
に対する理解を深めよう！



犯罪による被害は、心や体が傷つけられるだけではなく、犯罪被害者やその御家族は、被害を受けた後も様々な困難に直面し、苦しめられています。

犯罪被害にあわれた方は、特別な存在ではありません。社会に生きる私たちの誰もが犯罪の被害者になるおそれがあります。

伊那市には誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、伊那市犯罪被害者等支援条例が制定されています。

犯罪被害者週間の機会に、犯罪被害者や犯罪被害者支援に対する理解を深めましょう。

警察では一定の要件の下、犯罪被害者支援シンボルマーク「ギョつとちゃん」

犯罪被害給付制度

各種公費支出制度

カウンセリング支援制度

指定被害者支援要員制度

被害者連絡制度

など、犯罪被害者やそのご家族の精神的・経済的負担の軽減を図るための各種支援制度を運用しています。

お近くの交番、警察署でご相談ください！！



「女性に対する暴力をなくす運動」
【令和7年11月12日から11月25日】

「ストーカー被害」や「DV被害」
我慢しないで、すぐに相談を！

ストーカーやDVは、放置するとエスカレートして、殺人など生命に関わる凶悪事件に発展するおそれがあります。

早めの相談が、早い解決につながります！
ストーカー行為は、

追隨して歩く、連続電話、自宅等への押し掛けや見張り、
行動監視の告知、面会要求、交際・復縁要求、
乱暴な言動、GPS機器の取り付け等をいい、
処罰の対象となります。

DVは犯罪です！

夫婦間であっても身体的暴力は、暴行、傷害に当たり、
処罰の対象となります。

被害者の裁判所への申し立てにより、裁判官が加害者に対して被害者等への接近を禁止したり、自宅から退去を命令する「保護命令制度」もあります。

警察の相談窓口

- 警察本部警察相談窓口：「026-233-0110」
- 警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート110：
「026-234-8110」
「0120-037-555」



こどもの性被害撲滅のために

1 児童ポルノ被害の現状

SNS等を利用して、こどもが裸の画像を送信してしまう等の児童ポルノ等の被害者となる事案が発生し、被害者数は令和6年時点で462人となっています（全国）。

2 被害に遭わないために

SNS利用に係る犯罪被害を受けた約9割のこどもが

フィルタリング未設定

であることから、犯罪被害、トラブルを防止するため、

フィルタリングの利用

家庭でSNS利用のルール作り

を行いましょう。

困ったときは

ヤングテレホン(026-232-4970)

もしくは最寄りの警察署
にご相談ください。

